

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例		
条 例 番 号	昭和 59 年神奈川県条例第 44 号	法 規 集	第 15 編第 5 章第 4 節
所 管 部 局 室 課	警察本部生活安全全部生活安全総務課		
条 例 の 概 要	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の規定に基づき、風俗営業等の営業場所及び営業時間の制限、風俗営業者の遵守事項、風俗営業許可申請手数料等について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	風営法の規定に基づき、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために、必要な事項を定めたものであり、必須の条例である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に規定されている風俗営業等に関する規制や行政処分等によって、風俗営業等の健全化や風俗環境の浄化が図られており、有効に機能している。	許可件数 ・平成 16 年度 456 件 ・平成 17 年度 601 件 ・平成 18 年度 708 件 ・平成 19 年度 597 件 ・平成 20 年度 706 件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	営業所の地域規制や営業者の遵守事項等の規定により、風俗環境の浄化が効率的に図られている。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、風俗営業等の健全化を図ることにより、善良な風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するためのものであり、「犯罪のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合計画である「神奈川力構想」に適合している。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	風営法及び同施行令に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	理由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	(有) 無